

# 競技規則

本クラブの公式競技においては、本クラブローカル・ルールを適用する。尚、ローカル・ルールは、クラブハウス内に掲示する。このローカル・ルールに定めない事項はすべてJGA競技規則に基づきコンペティション委員会が決定する。

## 競技細則

### 1. コンペティション委員会

本競技細則の運営に関する一切の事項はコンペティション委員会（以下委員会という）が決定するも事務局が、これを代行することができる。

### 2. 公式競技及び準公式競技

本クラブ公式競技は、マンスリー・木曜杯・研修会・クラブ選手権・シニア選手権・グランドシニア選手権・理事長杯とする。レディス杯・シニア杯・グランドシニア杯・男性年代別競技及び女性競技会は準公式競技とする。

### 3. 競技の成立

申込締切及び競技スタート時点で競技参加者が8人に満たない競技は不成立とする。担当競技委員が当日のコースの状況や天候等で正規のラウンドが困難と認めたときは、その競技を短縮、順延もしくは不成立とする。（予選を要する競技で順延の場合は、次回競技を短縮、変則にする場合がある）

### 4. 遅刻の制裁

本クラブ公式競技及び準公式競技において、競技参加者はそのスタート時刻の15分前迄に参加者名簿に署名しなければ失格とする。また、スタート時刻迄にティーイングエリアに到着していない場合は2打のペナルティを課すこととする。

### 5. 競技方法

ク ラ ブ 選 手 権 ストロークプレー スクラッチ (54ホール)  
シ ニ ア 選 手 権 ストロークプレー スクラッチ (36ホール)  
グランドシニア選手権 ストロークプレー スクラッチ (36ホール)

理事長杯	予選 ストロークプレーハンディキャップ戦 (27ホール) 1 回 戦 マッチプレー (18ホール) 2 回 戦 マッチプレー (18ホール) 3 回 戦 マッチプレー (18ホール) 決 勝 マッチプレー (27ホール) 3位決定戦 マッチプレー (18ホール)
研修会	ストロークプレー (スクラッチ・ハンディキャップ)
マンスリー	ストロークプレー ハンディキャップ戦
木曜杯	ストロークプレー ハンディキャップ戦

レディス杯	} ストロークプレー ハンディキャップ戦
シニア杯	
グランドシニア杯	
男性年代別競技会	
女性競技会	

## 6. 競技参加者とマーカ―の資格

- (1) 競技参加者はクラブH' cp を取得している会員に限る。
- (2) 競技参加者は競技不参加もしくはH' cp のない者とプレーしてはならない。これに反するときはその組全体を失格とする。但し、特に委員会が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 競技参加資格は、アマチュアに限る。  
但し、委員会が認める場合はその限りではない

## 7. 優勝者・決勝進出者及び順位の決定方法

- (1) クラブ選手権
  - 決勝進出者 予選 16名
  - 決勝第1ラウンド
  - 決勝第2ラウンド

決勝進出者選出及び予選順位はマッチングスコア方式で決定する。また決勝第2ラウンドで優勝者がタイの場合は、指定されたホールの繰り返しでプレーオフを行い決定する。
- (2) シニア選手権
  - 決勝進出者 予選 8位タイ

決勝において優勝者がタイの場合は、指定されたホールの繰り返しでプレーオフを行い決定する。
- (3) グランドシニア選手権
  - 決勝進出者 予選 8位タイ

決勝において優勝者がタイの場合は、指定されたホールの繰り返しでプレーオフを行い決定する。
- (4) 理事長杯
  - 決勝進出者 予選 16名

予選での順位決定は指定コースのマッチングスコア方式で決定する。決勝でのマッチプレーでタイとなった場合、当日の1番ホールからプレーオフを行い決定する。

- (5) 理事長杯におけるマッチプレーのH' cp はプレーヤー間のH' cp の差の3/4とし、端数は四捨五入とする。

マッチプレーハンディキャップ表

1	2	3	4	5	6	7	8
1	2		3	4	5		6

9	10	11	12	13	14	15	16
7	8		9	10	11		12

- (6) 月例競技における順位決定は ①ローハンディキャップ ②年齢上位をもって決定する。また、クラブ選手権・シニア選手権・グランドシニア選手権における決勝2位以下の順位決定はマッチングスコア方式で決定する。
- (7) 研修会のスクラッチ競技での成績集計はマッチングスコア方式を採用する。

#### 8. 入賞資格

競技参加者で、下記の事項に該当するときは入賞資格を失う。

- (1) 月例競技で前回の同一競技において失格の場合。
- (2) 6ヶ月以上カードを提出していないとき。(スクラッチ競技は除く)

9. 委員会が事前に止むを得ないものと認めたときは、本細則の施行にあたり適宜の処置をとることがある。